

令和4年度経営・技術強化支援事業（エキスパートバンク）実施要領

岩手県商工会連合会

1. 目的

本事業は、小規模事業者又は創業を予定とする者（以下「小規模事業者等」という。）が必要とする専門的知識を有する者（以下「専門家」という。）を小規模事業者等からの要請に応じて、直接又は個別相談会等集団指導の講師として派遣し、具体的、実践的な事項について指導を行うことにより、近時の厳しい経済環境を乗り越え、かつ小規模事業者等の人材の確保、育成に資することを目的とする。

2. 実施体制

本事業は、本会企業支援グループが担当する。

3. 事業の内容

本事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 専門家の派遣

小規模事業者等の指導依頼申請書（様式1）に応じて、適切と認められる専門家を選定し、当該事業者に派遣して、当該事業者が必要としている技能等について、具体的かつ実践的な指導を行うものとする。

派遣回数については、1企業等について原則1テーマ1回とし、1回あたりの指導時間は基本3時間以内、最大4時間までとする。

なお、複数回派遣を要する指導を行う際には、2回目以降に係る経費の3分の1を事業者負担にすることとし、指導回数は3回までとする。

但し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた小規模事業者等にあつては、3回目まで負担を求めないこととする。

(2) 指導報告書の作成

派遣された専門家は、指導終了後、速やかに指導報告書（様式4）を本会に提出するものとする。

(3) 情報連絡会議の開催

本会は、今後の指導に役立てるため、指導を行った専門家を中心に、その具体的な指導内容及び指導上の問題点等に関して、専門家相互の意見交換の場として、情報連絡会議を必要に応じて開催するものとする。

(4) 制度の普及

本制度については、各種の広報誌、新聞等への掲載、ポスター、パンフレット及びホームページ等を積極的に活用し、制度普及に努めるものとする。

4. 指導対象

県連及び商工会が専門家を派遣して行う各種の技術・技能等（以下「技能等」という。）の指導対象は、原則として、県連にあっては県内の商工会地域内、商工会にあっては、当該地域内の小規模事業者等とする。

5. 守秘義務

本会及び商工会は、専門家に対し、指導上知り得た小規模事業者等の個人情報及び企業秘密を厳守するよう指導するものとする。

6. 専門家の登録

専門家の登録は、別に定める「経営・技術強化支援事業（エキスパートバンク）に係る専門家選定要領」に基づいて行うものとする。

7. 留意事項

経営・技術強化支援事業には、昨年度同様に国庫補助金が充当されることとなり、成果目標として「相談者における売上増加の事業者の割合が80%以上」とされており、目標達成に向けた事業者への支援が必要となること、及び成果目標の達成状況を確認するため、申請時点において財務状況等の報告を行うとともに、事業終了後5年間の売上高、売上総利益等の報告（別添報告様式）を行うものとする。

第1表

専門家派遣事業運用基準

対象者	小規模事業者等	新型コロナの影響を受けた小規模事業者等
事業実施期間	4/1～2月末日まで	
派遣回数	1回まで無料	3回まで無料
成果目標	補助事業者のうち売上増加事業者が80%以上	
申込時の確認事項	①決算年月 ②直近売上高 ③売上総利益 ④営業利益（個人事業主の場合、青申・専従者控除前） ⑤経常利益（個人事業主の場合 所得金額） ⑥常用雇用者数	

※事業成果を図るため、専門家派遣終了後5年間の事後調査に応じること。

※事業実施期間内であっても、予算がなくなり次第、事業を終了するものとする。